

愛の献血



時・場

▽6月16日(日)
9:30~12:30 錦小学校
14:00~16:00 京阪電車守口市駅前
▽23日(日) 10:00~12:00、13:00~16:00
イオンモール大日

問 守口市献血推進協議会事務局(地域福祉課内)
TEL 06-6992-1570

問 法制文書課
TEL 06-6992-1428

経済センサス基礎調査
この調査は、わが国のすべての産業分野における事業所の活動状態などの基本的構造を全国および地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。調査期間は6月から令和2年3月までの10カ月間で、調査員(調査員証)を携帯がすべての事業所の活動状態を实地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布しますので、調査の回答をお願いします。

改葬特例申請の廃止

合葬墓「虹の丘」の改葬特例申請(改葬遺骨5体までを1体として申し込みする方法)が、7月1日(月)申込分より廃止となります。7月1日以降は改葬1体につき1体分の料金がかかります。改葬特例申請を希望する場合は6月30日(日)までに申し込みください。
問 飯盛霊園組合管理課
TEL 0743-78-1195

守口市門真市消防組合議会 定例会の会議結果

3月26日に守口市門真市消防組合議会定例会が開催され、平成30年度補正予算、条例2件および令和元年度予算がそれぞれ可決されました。議事録をホームページに掲載しましたのでご覧ください。
問 守口市門真市消防組合消防本部総務課総務係
TEL 06-6906-1123

熱中症予防

昨年、全国的に猛暑が続き、熱中症による救急搬送数が例年に比べ大幅に増加しました。本年も厳しい暑さが続く可能性があります。特に、季節が変わる梅雨明け前後の暑さは注意が必要で、救急搬送される人が増える時期で

情報公開制度および個人情報保護制度運用状況

守口市門真市消防組合では、市民の皆さんに消防組合行政に対する理解と信頼を深め、消防行政への参加を促進し、開かれた行政を推進するため、情報公開制度および個人情報保護制度を運用しています。
平成30年度の運用状況は、情報公開制度に基づく請求は0件、個人情報保護制度に基づく請求は1件でした。
問 守口市門真市消防組合消防本部総務課総務係
TEL 06-6906-1123

問 守口市消防署
TEL 06-6993-0119
問 守口市門真市消防組合消防本部警備課
TEL 06-6906-1305
HP <http://www.mkfd11.jp/>

TEL 06-6906-1123

児童手当特例給付現況届は6月中旬

現況届は、6月分以降の手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一などを満たしているか確認するためのものです。現在手当を受給中の人は「児童手当特例給付現況届」を6月末までに提出してください(公務員を除く対象者へ6月上旬に郵送します)。現況届が提出されない場合、6月分以降の手当を支給することができません。

備 中学校修了前までの児童を養育中

で、まだ児童手当を申請していない人は、早急に「児童手当認定請求書」で申請してください。申請した日の翌月分から支給となります。

問 子育て支援課
TEL 06-6992-1647

ふるさと納税制度における寄付金に対する返礼品の取り扱いの変更

ふるさと納税制度における寄付金について、地方税法の一部改正などにより、6月1日から市内に住所を有する人からの寄付金に対し返礼品の提供をすることができなくなります。

問 企画課
TEL 06-6992-1407

児童手当の振込日は6月7日

2月分〜5月分の児童手当を、6月7日(金)に振り込みます。転入などをしていない人は、対象月が変わります。

問 子育て支援課
TEL 06-6992-1647

児童手当金額

対象児童(中学校修了まで)	金額(月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上	10,000円
第3子以降(3~12歳)	15,000円
中学生	10,000円

備 所得制限超の世帯の児童は一律5,000円

児童手当所得制限限度額

扶養親族などの数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

注 収入額の目安は、給料収入のみで計算しています。一般的に年収、年商が収入に当たり、収入から必要経費を差し引いた後の金額が所得に当たります。

水漏れ修理業務

水道局では、道路上から水道メーターまでの水漏れ修理業務を民間委託しています。現場作業を行う委託業者は、水道局が発行した身分証明証を携帯していますので、不審な点があれば提示を求めてください。

宅内修理は市指定工事業者へ

宅内の水漏れ修理は、自身で「市指定工事業者」に直接申し込んでください。修理の対応が可能な業者は、ホームページをご覧ください。

水漏れ緊急時は24時間体制

休日・夜間の緊急時の応急修理は、水道局が24時間体制で受け付けます。

修理費用の区分

▽配水管の分岐から各家庭の蛇口までの給水装置(メーターは除く)は、お客さま所有の財産で、その維持管理は、お客さまが行います。

▽道路上から水道メーター(共同住宅などは親メーター)までの水漏れは、水道局が費用負担し修理します。ただし、人為的な破損、止水栓・ボックス取り替え費用は除きます。

▽水道メーターから蛇口までの水漏れは、最寄りの市指定工事業者へ申し込んでください(費用は個人負担)。

道路上の水漏れを発見した報告

水道局まで連絡してください。

問 水道局お客さまセンター
TEL 06-6991-6777

危険物安全週間

6月2日(日)〜8日(土)

無事故への構え 隙も無く
消防本部では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として危険物を取り扱う事業所などの立入検査や訓練を実施し、自主保安の推進や、危険物に対する認識の徹底と事故の防止を呼びかけます。

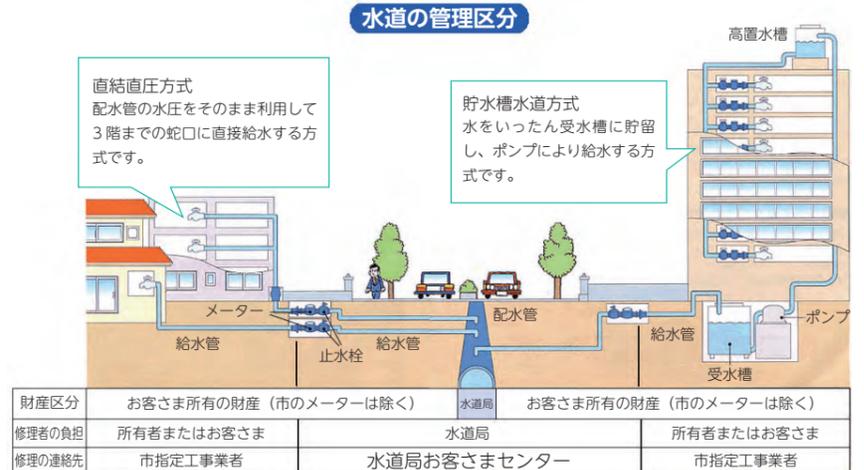
また、家庭では灯油、てんぷら油をはじめ、化粧品や各種スプレーにも危険物が含まれているものもあります。これらは、取り扱いを誤るとわずかな火種で引火し、火災や爆発などを起こす危険があります。

危険物を取り扱うときは、風通しや換気をよくするとともに、火気の近くでは絶対に取り扱わないようにし、危険物による事故をなくすよう心掛けましょう。

問 守口市門真市消防組合消防本部予防課
TEL 06-6906-1302



令和元年度危険物安全推進ポスター



しずくちゃんともちるくん